

建築・設備設計業務委託仕様書（案）

1. 委託業務名 福井県立大学生物資源開発研究センター作業棟（A棟）改修工事実施設計業務委託
2. 改修予定地 福井県あわら市二面 地係
3. 工 事 費 約 66,442 千円（工事価格、税抜）を目標とする。
4. 設 計 概 要

施設用途	構造規模	数量（面積）	備 考
作業棟	RC 造平屋建て	内部改修一式 一部増築※	建築改修工事、電気設備改修工事、 機械設備改修工事、給排水設備改修工事

※図面参照

5. 設 計 内 容

設計業務は一般業務と追加業務とし、内容および範囲は次による。

(1) 一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示」という。）別添一第 1 項に掲げるものとし、範囲は次のうち ☐ 印を付したものとする。

- ☐ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☐ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☐ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ☐ 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

なお、標準業務の業務内容のうち概算工事費の検討を除く。また、実施設計図書の作成に当たり監督職員が必要な助言を行うとともに、設計完了時点での実施設計内容の建築主への説明等を要しない。

(2) 追加業務の内容および範囲は次のうち ☐ 印を付したものとする。

- ・敷地造成設計
- ・屋外附帯設計
- ☐ 積算業務
 - ☐ 建築積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - ☐ 電気設備積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - ☐ 機械設備積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成（仕様： ）
- ・模型作成 （仕様： ）
- ☐ 建築確認申請手続き業務
- ☐ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - ・省エネルギー関係計算書の作成および申請手続き業務
- ☐ 防災計画書の作成
- ☐ リサイクル計画作成
- ☐ 公共工事における県産品活用計画作成
 - ・自然エネルギー導入計画作成
- ☐ 公共工事に係るグリーン購入調達計画作成
- ☐ 工事工程表作成
 - ・その他（ ）

6. 設計の進め方

- (1) 本業務は、(公財) 福井県建設技術公社（以下、公社という）の監理のもとに行う。
- (2) 設計に当たっては、提示する与条件の資料および現地を充分調査の上、監督職員および公社職員（以下、監督職員等という）と緊密な打合せを重ねて設計図書を作成し、その確認を得なければならない。
- (3) 設計は構築物の敷地、構造および建築設備に関する法律ならびにこれに基づく命令および条例の規定によるほか県の定める工事標準仕様書および各種設計の基準ならびに資料等（別記 1）による。なお、適用する水準については監督職員等の指示による。
- (4) 必要に応じ監督職員等の指示により設計の各段階ごとにその案を提出し、監督職員等の確認を受けた後設計を進める。また、履行期間末日の 14 日前までに各種設計図および工事設計書を監督職員等に提出し、内容の確認を受けること。
- (5) 建築および設備等は、設計当初より綿密な連絡を保ち、設計の完全を期する。
- (6) プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- (7) 改修工事等において、アスベスト含有建材等の取扱いが想定されるものについては以下のとおりとすること。
 - ①「労働安全衛生法施行令」に規定されている「石綿等」については、その有無、種類および数量を入念に調査すること。
 - ②目視および設計図書等により調査し、工事範囲にアスベスト含有建材が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量（見付寸法および面積）、厚さ等を調査し、仕上表等に明記すること。また、平面図、立面図、断面図、詳細図（平面、断面）、展開図、天井伏図等にアスベスト含有建材である旨を明記すること。

※アスベスト含有建材の例
石綿セメント円筒、押出成形セメント板、石綿スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、けい酸カルシウム板、石綿セメント板、パルプセメント板、P タイル、石膏ボード、塩ビシート等

（参考：建築改修工事監理指針（平成 28 年版）9 章 1 節 アスベスト含有建材の処理工事）
 - ③必要に応じて、天井裏等の隠ぺい部等も目視確認すること。
 - ④アスベスト含有が疑わしい建材がある場合は、監督職員等と協議すること。

7. 設計図書の作り方

- (1) 設計原図用紙は、「貼り合わせ和紙」または「トレーシングペーパー」A1 版とする。
- (2) 構造その他計算書および内訳明細書は県所定の様式により作成する。
- (3) 内訳明細書は、「営繕積算システム R I B C 2」の内訳書数量入力システムにより作成すること。
- (4) 図面は「営繕工事 図面の文字・線種・レイヤ基準（建築編・建築設備編）」（福井県土木部建築住宅課営繕室）に基づき作成する。

8. 提出する設計図書等

- (1) 設計が終了したときは図面（A1 白焼）1 部を提出して監督職員等の審査を受け、これに基づいて所定の訂正を行い検査を受けて設計図書の原図等および電子データを納品する。
- (2) 提出する設計図書の原図等は、下表を標準とし、□印をつけたものを作成する。□印のないものでも特に必要と思われるものは適宜設計図書作成のうえ提出する。
- (3) 提出されたデータについては当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該工事の完成図の作成および完成後の維持管理に使用することがある。

種 別	適 用
A 共通設計図 1 表紙図面目録 2 工事特記仕様書 3 敷地案内図、配置図	表紙に図面目録記入
B 建築（総合）設計図 1 仕上表 2 面積表及び求積図 3 各階平面図 4 断面図 5 立面図（各面） 6 矩計図 7 展開図 8 天井伏図 9 平面詳細図 10 断面詳細図 11 部分詳細図 12 建具表 13 外構図 14 仮設計画図 15 その他	建築基準法面積、登記用面積等監督職員の指示する様式算出法により作成
C 建築（構造）設計図 1 各階伏図 2 軸組図 3 部材断面図 4 標準詳細図 5 各部詳細図 6 仕様書 7 その他	
D 電気設備設計図（屋外を含む） 1 受変電設備図 2 非常電源設備図 3 幹線系統図 4 電灯・コンセント設備 各階平面図 5 動力設備各階平面図 6 通信・情報設備系統図 7 通信・情報設備各階平面図 8 火災報知等設備系統図 9 火災報知等設備各階平面図 10 その他設置設備設計図 ・ ・ 11 部分詳細図 12 屋外設備図 13 その他	容量計算書、参考姿図、詳細図、機器・器具表等含む

E 機械設備設計図（屋外を含む） ・空気調和換気設備設計図 1 空気調和設備系統図 2 空気調和設備各階平面図 3 換気設備系統図 4 換気設備各階平面図 5 その他設置設備設計図 6 部分詳細図 7 屋外設備図 8 その他 ・給排水衛生設備設計図 1 給排水衛生設備配管系統図 2 給排水衛生設備配管各階平面図 3 消火設備系統図 4 消火設備各階平面図 5 排水処理設備図 6 その他設置設備設計図 7 部分詳細図 8 屋外設備図 9 その他 ・昇降機等設備設計図 1 昇降機等平面図 2 昇降機等断面図 3 部分詳細図 4 その他	盤図、計装図、機器・器具表等含む 機器・器具表等含む 中型合併浄化槽
F 設計計算書 1 構造計算書 2 電灯動力等負荷計算書 3 照度計算書 4 幹線計算書 5 自家発電設備計算書 6 給水量等計算書 7 給湯量等計算書 8 消火設備計算書 9 空調負荷計算書 10 換気量計算書 11 排煙設備計算書 12 その他	電圧降下計算書含む
H 工事設計書 （内訳明細書、R I B C 2 データを含む）	積算の方法、記載方法は別記 1 によるほか監督職員の指示による。 必要部数 1 部 単価入（受託者様式 1 部）
I 積算資料 1 積算数量算出書 2 積算数量調書 3 見積書等関係資料 （採用単価一覧含む） 4 営繕工事積算チェックリスト	積算の方法、記載方法は監督職員の指示による。 必要部数 1 部
J 透視図	完成予想図 外観（彩色）A3 版 1 部

K 模 型	
L 1 2 3 建築確認申請書等 建築確認申請書 建築物省エネ法に基づく通知書 法令等に基づく各種申請書・届出書	正1部・副3部 正1部・副2部 正1部・副2部
M 設計図製本等	・A1版 製本2部 ・A3版 製本3部 ・縮小図 1部 (建築・設備製本区分は監督職員の指示による)
N その他	・設計説明書 ・防災計画書 ・リサイクル計画書(阻害要因説明書を含む) ・公共工事における県産品活用設計報告書 ・自然エネルギー導入検討書 ・公共工事に係るグリーン購入調達記録表 ・工事工程表 ・省エネルギー関係計算書

9. 貸与する図面および資料(次のうち□印を付したもの)

- ☐ 各種設計の資料
- ☐ 「営繕積算システムRIBC2」を利用するために必要なデータ
 - ・基本設計図書
- ☐ 既存設計図書
- ☐ 特記仕様書CADデータ

上記貸与物品は、原図引渡しと共に返却(電子データは破棄)する。

10. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項については、監督職員と協議して定める。業務の処理については「福井県営繕工事監督事務処理要領」による。
- (2) 「営繕積算システムRIBC2」の「内訳書作成システム」または「内訳書数量入力システム」は、(一財)建築コスト管理システム研究所よりレンタルを受けること。
- (3) 「県有施設一年点検実施要領」(福井県土木部建築住宅課営繕室)に基づき一年点検を実施する。
- (4) この仕様書に記載の基準ならびに資料等については最新版を使用するものとする。
- (5) 建築士法による重要事項説明の手続きを行うこと。

(別記 1)

<建築工事関連>

- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事標準詳細図
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ・公共建築工事標準単価積算基準

※福井県営繕積算要領および同運用基準

※建築工事設計委託要領

(※以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部技術基準)

<設備工事関連>

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- ・公共建築工事標準単価積算基準

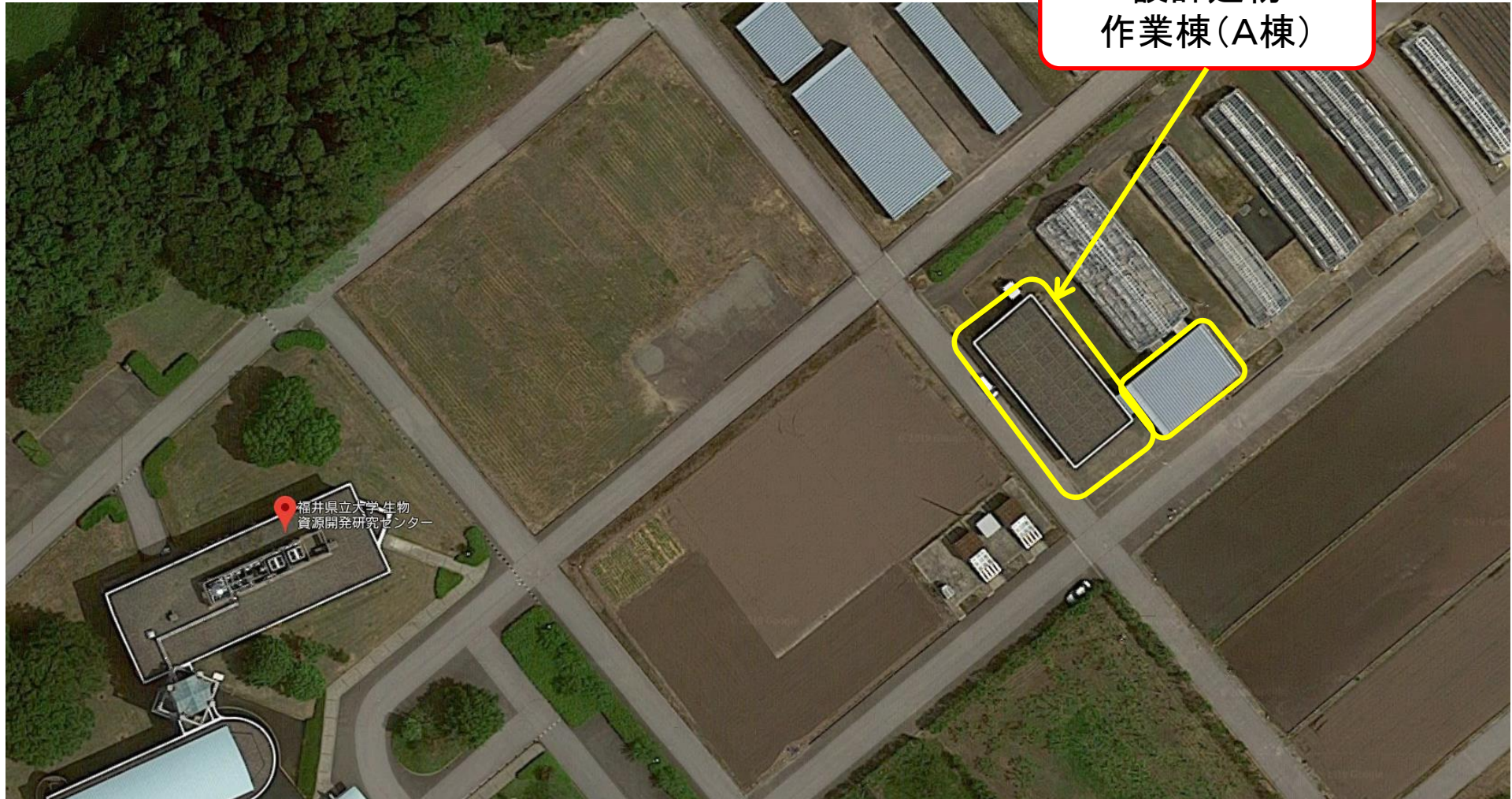
※福井県営繕積算要領および同運用基準

※建築設備工事設計委託要領

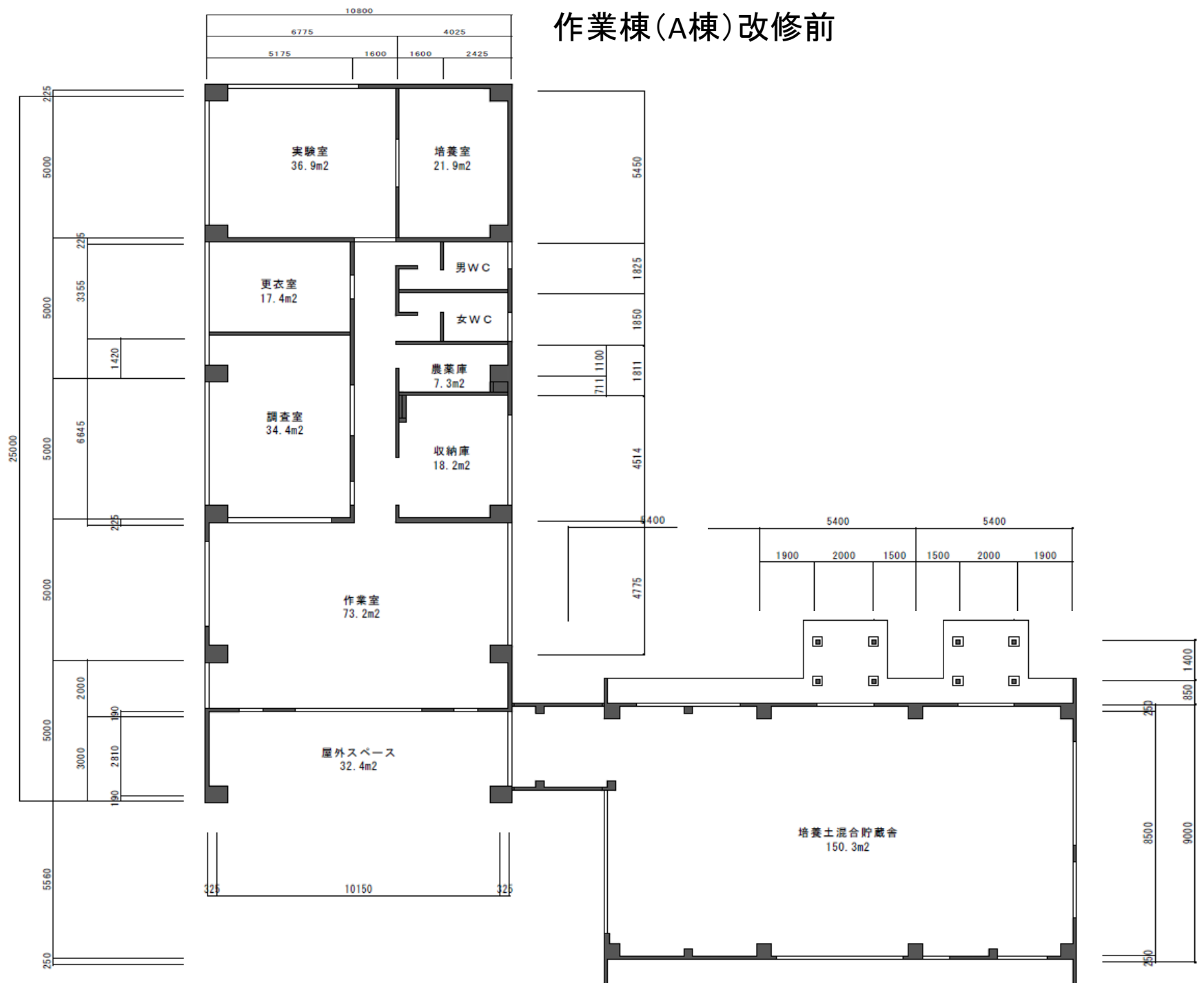
(※以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部技術基準)

位置図

《設計建物》
作業棟(A棟)



作業棟(A棟)改修前



作業棟(A棟)改修後

